日銀シス第70号2019年8月2日

オンライン担保差入先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則(担保関係事務)」の 一部改正に関する件

日本銀行では、振替社債等の担保差入の申出に関する事務を、口座管理機関 (注1) が、担保差入金融機関等 (注2) の依頼に基づき、日本銀行金融ネットワークシステムにより行うことを可能とすること等に伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2019年8月26日から実施することとしましたので通知します。

- (注1) 社債等に関する業務規程に定める直接口座管理機関をいいます。
- (注2) 日本銀行との間で「担保に関する基本約定」を結んだ金融機関等をいいます。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則(担保関係事務)」 中一部改正

○ 目次を横線のとおり改める。

目 次

- 第1編 基本事項
- I. 概要
  - 1. 略(不変)
  - 2. 略(不変)
  - 3. 事務の概要
    - (1) 略 (不変)
    - (2) 略 (不変)
    - (3) 書面による受払等
      - イ. 機構加入者でない担保差入金融機関等に属する担保差入先が振替社債等の 担保差入を行う場合
        - サイ. 略 (不変)
        - <del>11</del>口. 略 (不変)
        - <u>ニハ</u>. 略 (不変)
        - 赤二. 略(不変)
        - △ホ. 略 (不変)

  - 9. 日銀ネット障害時の取扱い
    - (1) 略(不変)
    - (2) 略 (不変)
    - (3) 担保差入代行先がオンライン受払を行うことができない場合
- Ⅱ. 担保差入
  - 1. 略(不変)

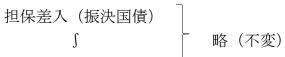
- 2. 事務の流れ
  - (1) 略 (不変)
  - (2) 略 (不変)
  - (3) 振替社債等のオンライン担保差入先による担保差入

- (4) 振替社債等の担保差入代行先による担保差入
  - イ. 担保差入の入力
  - ロ. 担保残高および担保価額合計額の増額
  - ハ. 担保受払入力終了時刻到来による取消
- (45) 略(不変)
- (56) 略(不変)
- (67) 略(不変)
- (78) 略 (不変)
- (89) 略 (不変)
- Ⅲ. 略(不変)
- IV. 略(不変)

## 第2編 端末操作手順

[担保受払等]

<担保差入・返戻依頼>



担保差入(振替社債等)」

担保差入(振替社債等)(口座管理機関用)

担保返戻依頼 (振替社債等)

担保差入 (邦貨手形)

担保差入(証書貸付債権)

以下略(不変)

○ 第1編 I. 1. を横線のとおり改める。

## 1. 用語の定義等

本利用細則は、担保関係事務についての日本銀行金融ネットワークシステム(以下「日銀ネット」といいます。)の利用金融機関等店舗が日銀ネットを利用して担保関係事務を行う場合に使用します。

本利用細則で使用する用語の定義については、「担保に関する基本約定」または「担保に関する基本約定(適格外国債券担保用)」(以下「基本約定」といいます。)、「日本銀行金融ネットワークシステム利用基本規則」、「担保関係事務についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」(以下「担保利用規則」といいます。)、「担保関係事務における国債代行決済に関する規則」(以下「代行決済規則」といいます。)、「振替社債等の担保差入に関する規則(振替社債等担保差入関係事務代行用)」(以下「代行用規則」といいます。)、本利用細則以外の他の「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則」(以下「利用細則」といいます。)その他日本銀行が定めた規則等によるほか、以下のとおりとします。

#### (10) 機構システム

短期社債振替システム(株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)が 運営する短期社債等(<del>社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期</del> <del>社債、一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債および投資信託及び投資法人 に関する法律第139条の12第1項に規定する短期投資法人債をいいます社債等に 関する業務規程に定める短期社債等をいいます。以下同じです。)の振替等を行うためのオンラインシステムをいいます。)および一般債振替システム(機構が運営する振替 社債等(基本約定に規定する振替社債等をいいます。以下同じです。)のうち短期社債 等以外のものの振替等を行うためのオンラインシステムをいいます。)をいいます。</del>

#### (11) 口座管理機関

機構から振替口座の開設を受け、他の者のために振替社債等の振替を行うための口座を開設する者をいいます。削除

以下略(不変)

## ○ 第1編 I. 2. の表を横線のとおり改める。

担保目的物区分	担保差入を行うことができるもの			
振決国債	略(不変)			
	次のa. から c. をすべて満たすものに限ります。			
	a. 略 (不変)			
	b. 略 (不変)			
振替社債等	c. 担保差入金融機関等担保差入先が機構加入者(担保利用規則に規			
	定する機構加入者をいいます。以下同じです。) である自ら担保差入の			
	<u>申出を行う</u> 場合には機構システムにおける当該 <u>担保差入先の属する</u> 担			
	保差入金融機関等名義の <u>口座の</u> 保有口(源泉徴収不適用分等口座に記			
	録されているものに限ります。) に、また、 <del>当該担保差入金融機関等が</del>			
	機構加入者でない担保差入代行先が担保差入の申出を行う場合には当			
	<u>該担保差入金融機関等が口座を有する</u> 担保差入代行口座管理機関に			
	ける当該担保差入先の属する担保差入金融機関等名義の <del>顧客</del> 口座の保			
	<u>有</u> 口に記録されているものであること			
邦貨手形				
S				
住宅ローン債権	PH (1 %)			
信託受益権				

#### (注)略(不変)

## ○ 第1編 I. 3. (1) を横線のとおり改める。

#### (1) オンライン受払

オンライン担保差入先<del>および、国債決済代行先<u>および担保差入代行先</u>は、日本銀行が特に指示する場合を除き、日銀ネットを利用してオンラインにより担保受払<u>または担保差入</u>の手続きを行うこととします。この日銀ネットを利用した担保受払<u>または担保差入</u>の手続きを<u>総称して</u>「オンライン受払」といいます。オンライン受払の業務処理区分コードは、担保目的物区分等および担保受払の種類に応じ、下表のとおりとなります。</del>

オンライン受払を行った後に、当該入力の取消または訂正を行うことはできません。なお、邦貨手形または証書貸付債権について、担保差入の入力を行った後、

「担保差入受付通知」等を提出するまでの間に担保差入を取止める場合には、担保取引店に連絡してください。また、邦貨手形または証書貸付債権について、「担保差入受付通知」等を提出するまでの間に差入内容を変更する場合には、担保取引店に連絡したうえで、改めて変更後の内容で入力を行ってください。

《オンライン受払の業務処理区分コード一覧》(注
-------------------------

				担保差入	担保返戻依頼		
振	決	国	債	略 (不変)			
振(国	決国債決済	国	<b>債</b> も)	略(不変)			
振	替 社	: 債	等	541103-(注4)-	541153 (注4)		
振替社債等				<u>541106</u>	_		
邦	貨	手	形	略 (不変)			
証	証書貸付債権 略(不変)						

(注4) 担保差入先が属する担保差入金融機関等が機構加入者でない場合には、 日銀ネットを利用してオンラインにより担保差入の手続きを行うこと はできません。この場合には、(3) にしたがって、担保取引店に書面 を提出することにより、担保差入の手続きを行ってください。担保返 戻依頼については、機構加入者である担保差入金融機関等に属する担 保差入先および機構加入者でない担保差入金融機関等に属する担保差 入先ともに、日銀ネットを利用してオンラインにより担保差入の申出 を自ら行うオンライン担保取引先および担保差入代行先を通じて担保 差入の申出を行うオンライン担保を入先ともに、担保返戻依頼を日銀 ネットを利用して行うことができます。

# (注5) 略 (不変)

振決国債については、日銀ネットを利用した担保受払の手続きを行うことにより、口座振替が行われます。

振替社債等については、日銀ネットを利用した担保受払の手続きを行うことにより、機構に対して振替の申請または振替の申請にかかる通知が行われます。

以下略(不変)

- 第1編 I. 3. (3) を横線のとおり改める。
  - (3) 書面による受払等

<u>オンライン</u>担保差入先は、以下の場合には、書面により担保受払等の手続きを 行います。

イ. 機構加入者でない担保差入金融機関等に属する担保差入先が振替社債等の担保差 入を行う場合

オンライン担保差入先は、「担保に関する細則」に定めるところにより、担保 取引店に「担保差入証書(振替社債等)(顧客口用)」を提出してください。日本 銀行は、「担保差入証書(振替社債等)(顧客口用)」を受付けた場合には、機構 に対して振替にかかる通知を行います。

<del>ロ</del>イ. 略 (不変)

→口. 略 (不変)

<del>ニ</del>ハ. 略 (不変)

<del>本</del>二. 略(不変)

△ホ. 略(不変)

<del>ト</del>へ. 略 (不変)

- 第1編 I. 6. の①を横線のとおり改める。
  - ①オンライン担保差入先がオンライン受払を行った場合にはオンライン担保差入先に 送信対し、国債決済代行先がオンライン受払を行った場合には国債決済代行先および

オンライン担保差入先に対し、担保差入代行先がオンライン受払を行った場合には担保差入代行先およびオンライン担保差入先に対してそれぞれ送信します。また、担保差入先が担保出力指定店舗でない場合には、担保出力指定店舗にも送信します。

○ 第1編 I. 8. (1) の表を横線のとおり改める。

## (日本銀行本店を担保取引店とする利用先)

業務処理区分名	業務処理	条件	入力時間帯				
<i>木切尺</i> 在巨力有	区分コード		開始時刻	締切時刻			
担保差入(振決国債)							
ſ	略(不	変)					
担保差入(証書貸付債権)							
担保差入(振替社債等)	541103	_					
<u>担保差入(振替社債等)</u> (口座管理機関用)		=	午前 9:00	午後 4:00			
担保返戻依頼(振替社債等)	541153	_					
担保余裕状況							
S	met ( = 7ts)						
担保受払明細(国債決済代	略(不変)						
行者)							

(注1) 略 (不変)

(注2) 略 (不変)

## (日本銀行支店を担保取引店とする利用先)

業務処理区分名	業務処理	条件	入力時間帯	
未伤处垤区汀石	区分コード		開始時刻	締切時刻
担保差入 (振決国債)				
S	略(不変)	)		
担保差入 (証書貸付債権)				

担保差入(振替社債等)	541103	_		
担保差入(振替社債等)(口 座管理機関用)	<u>541106</u>		午前 9:00	午後 4:00
担保返戻依頼(振替社債等)	541153			
担保余裕状況				
ſ	m/a /			
担保受払明細(国債決済代	略(不変)			
行者)				
(注1)				
∫ ► 略(不変)				

- 第1編 I. 9. (2) の次に次の(3) を加える。
  - (3) 担保差入代行先がオンライン受払を行うことができない場合

担保差入代行先が、日銀ネットの障害その他の事情により、オンライン受払を行うことができない場合には、担保差入代行先の属する担保差入代行口座管理機関は、速やかに取引主要店に連絡したうえ、取引主要店の指示に従ってください(注)。

- (注) 障害時においては、既に入力済のオンライン受払のセンターにおける処理状況が問題となりますが、この点については、取引主要店から連絡します。
- 第1編 II. 1. を横線のとおり改める。

## 1. 概要

(注3)

オンライン担保差入先は、担保目的物区分が振決国債、振替社債等、邦貨手形または証書貸付債権の担保差入を行う場合 (注1) には、所定の端末操作手順(業務処理区分コード 541101、541103、541104、541105)にもとづいて入力します (注2)。担保目的物区分が振決国債の場合には、この入力により、当該オンライン担保差入先の属する担保差入金融機関等は、担保として差入れる振決国債について日本銀行名義の参加者口座への

振替申請を行います。また、担保目的物区分が振替社債等の場合 (注3) には、この入力により、当該オンライン担保差入先の属する担保差入金融機関等は、担保として差入れる振替社債等についての機構システムにおける当該担保差入金融機関等名義の<u>口座の</u>保有口から日本銀行名義の<u>口座の</u>質権口への振替申請を日本銀行が代わって行うことの依頼をします。

日本銀行は、担保目的物区分が振決国債の場合には、上記入力を受付けた後、振決国債の口座振替を行います。また、担保目的物区分が振替社債等の場合には、上記入力を受付けた後、機構に対し、機構システムにおけるオンライン担保差入先の属する担保差入金融機関等名義の<u>口座の</u>保有口から日本銀行名義の<u>口座の</u>質権口への振替申請を行います。

(注1) 略(不変)

(注2) 略 (不変)

(注3)振替社債等については、機構加入者である担保差入金融機関等に属するオンライン担保差入先に限り、担保差入を目銀ネットを利用してオンラインにより行うことができます。機構加入者でない担保差入金融機関等に属する担保差入先は、「担保に関する細則」の規定にしたがって、日本銀行に書面を提出することにより担保差入を行ってください。

国債決済代行先は、担保差入先の指示に従い、当該担保差入先に代わって当該担保差入先のために振決国債の担保差入を行う場合には、所定の端末操作手順(業務処理区分コード 541102)にもとづいて入力します。この入力により、当該国債決済代行先の属する国債決済代行者は、担保として差入れる振決国債について日本銀行名義の参加者口座への振替にかかる通知を行います。

日本銀行は、上記入力を受付けた後、振決国債の口座振替を行います。

担保差入代行先は、担保差入先の指示に従い、当該担保差入先に代わって当該担保差入先のための振替社債等の担保差入を行う場合には、所定の端末操作手順(業務処理区分コード 541106)にもとづいて入力します。この入力により、担保差入代行口座管理機関は、担保として差入れる振替社債等についての当該担保差入代行先の属する担保差入代行口座管理機関における当該担保差入先の属する担保差入金融機関等名義の口座の保有口から、機構システムにおける日本銀行名義の口座の質権口への振替の申請にかかる機構への通知を、日本銀行が代わって行うことにかかる依頼をします。

<u>日本銀行は、上記依頼を受けた後、機構に対し、担保として差入れる振替社債等について当該担保差入代行先の属する担保差入代行口座管理機関における当該担保差入先</u>

の属する担保差入金融機関等名義の口座の保有口から、機構システムにおける日本銀行 名義の口座の質権口への振替にかかる通知を行います。

- 第1編 II. 2. を横線のとおり改める。
- 2. 事務の流れ

日銀ネットを利用してオンラインにより行う担保差入の事務の流れは、担保目的物区分(邦貨手形および証書貸付債権においては電子記録債権か否かの別。また、証書貸付債権(証書貸付債権(電子記録債権)を除きます。)にあっては、シンジケート・ローン債権か否かの別)に応じ、以下の(1)~(8-9)に区分することができます。

- (1) 振決国債のオンライン担保差入先による担保差入
- (2) 振決国債の国債決済代行先による担保差入
- (3) 振替社債等のオンライン担保差入先による担保差入
- (4) 振替社債等の担保差入代行先による担保差入
  - (45) 略(不変)
  - (56) 略 (不変)
- (67) 略(不変)
- (78) 略 (不変)
- (89) 略 (不変)
- (1) 略(不変)
- (2) 略(不変)
- (3) 振替社債等のオンライン担保差入先による担保差入
  - イ. 担保差入の入力(注1)

オンライン担保差入先<u>(振替社債等の担保差入を自ら行う担保差入金融機関等に属する先に限ります。以下(3)において同じです。)</u>は、振替社債等の担保差入を行う場合には、所定の端末操作手順(業務処理区分コード 541103)にもとづいて入力します<sup>(注2)</sup>。差入日は、送信日に限ります。ただし、短期社債等を除く振替社債等については、振替停止日(利払日、定時償還支払日または一部繰上償還支払日

の前営業日をいいます。以下同じです。) に担保差入を行うことはできません。また、担保差入を受戻期日以降の日に行うことはできません。

入力画面における「金額」欄には、機構がその業務規程等で規定する機構システムにおける振替単位と整合的なものを入力してください。また、当該振替社債等が定時償還債または一部繰上償還債である場合には、差入日における実質社債残高ではなく、額面金額を入力してください。

- (注1)機構加入者である担保差入金融機関等に属するオンライン担保差入先に限り、担保差入を日銀ネットを利用してオンラインにより行うことができます。 このため、機構加入者でない担保差入金融機関等に属するオンライン担保差入 先は、書面による担保差入の手続きを行ってください。
  - (注<del>2</del>) この入力に伴い、渡方機構加入者コードが未登録である旨のエラーメッセージを受信した場合において、機構加入者コードを変更しているにもかかわらず日本銀行にその届出を行っていないときは、直ちに<u>担保取引店取引主要店</u>に連絡してください。

## ロ. 担保残高および担保価額合計額の増額

日本銀行は、イ.の担保差入の入力を受付けた場合には、「担保差入受付通知」 (5411-00600)をオンライン担保差入先に送信します。また、日本銀行は、機構に対し、機構システムにおけるオンライン担保差入先の属する担保差入金融機関等名義の<u>口座の</u>保有口から日本銀行名義の<u>口座の</u>質権口への振替<u>の</u>申請を行います。

日本銀行は、機構システムによりオンライン担保差入先の属する担保差入金融機関等名義の<u>口座の</u>保有口から日本銀行名義の<u>口座の</u>質権口に振替社債等が振替えられた場合には、その内容を確認したうえで、担保残高および担保価額合計額の増額を行うとともに、「担保差入済通知」(5421-00400)をオンライン担保差入先に送信します。また、担保差入先が担保出力指定店舗でない場合には、担保出力指定店舗にも同通知を送信します。

### ハ. 担保受払入力終了時刻到来による取消

日本銀行は、オンライン担保差入先が振替社債等の担保差入の入力を行ったにもかかわらず、機構システムにおけるオンライン担保差入先の属する担保差入金融機関等名義の口座の保有口の残高不足等に伴い、当該保有口から日本銀行名義の口座の賃権口へ当該振替社債等の振替が行われない場合には、午後4時(担保受払入力終了時刻)到来後、当該入力を取消しますのでご留意ください。この場合、日本銀行における当該入力の取消後、「担保差入受付通知[取消]」(5421-00800)をオンライン担保差入先に送信します。

	(5421-00800)
	担保差入受付通知[取消]
-	(注1)
次の担保差入(振替社債等)は、振替	<b>仕債等の振替が不能であるため取消しましたので通知します。</b>
振替機関における振替不能事由:	振替社債等担保受払入力終了に伴う取消 <sup>(注2)</sup>
担保目的物区分 — ————	
担保差入先 ———(注3)	————————————————————————————————————
渡方機構加入者コード ———	
担保管理店 — ——	<u> </u>
銘 柄 (注4)	
金 額 ————	—— 円
償 還 日	
(注1) ∫ (注4) 略 (不変)	

## (4) 振替社債等の担保差入代行先による担保差入

#### イ. 担保差入の入力

担保差入代行先は、担保差入先の指示に従い、当該担保差入先に代わって当該担 保差入先のための振替社債等の担保差入を行う場合には、所定の端末操作手順(業 務処理区分コード 541106) にもとづいて入力します (注)。 差入日は、送信日に限り ます。ただし、短期社債等を除く振替社債等については、振替停止日に担保差入を 行うことはできません。また、担保差入を受戻期日以降の日に行うことはできませ  $\lambda_{\circ}$ 

入力画面における「金額」欄には、機構がその業務規程等で規定する機構システ ムにおける振替単位と整合的なものを入力してください。また、当該振替社債等が 定時償還債または一部繰上償還債である場合には、差入日における実質社債残高で はなく、額面金額を入力してください。

(注) この入力に伴い、渡方機構加入者コードが未登録である旨のエラーメッセージを受信した場合において、機構加入者コードを変更しているにもかかわらず担保差入金融機関等が日本銀行にその届出を行っていないときは、担保差入代行先は、担保差入金融機関等に対して、直ちに当該担保差入金融機関等の取引主要店に連絡するよう、指示してください。

## ロ. 担保残高および担保価額合計額の増額

日本銀行は、イ.の担保差入の入力を受付けた場合には、「担保差入受付通知」 (5411-00600) を担保差入代行先に送信します。また、日本銀行は、機構に対し、 担保差入代行先の属する担保差入代行口座管理機関における担保差入先の属する 担保差入金融機関等名義の口座の保有口から、機構システムにおける日本銀行名義 の口座の質権口への振替の申請にかかる通知を行います。

日本銀行は、機構システムにより担保差入代行先の属する担保差入代行口座管理機関における担保差入先の属する担保差入金融機関等名義の口座の保有口から、機構システムにおける日本銀行名義の口座の質権口に振替社債等が振替えられた場合には、その内容を確認したうえで、担保残高および担保価額合計額の増額を行うとともに、「担保差入済通知」(5421-02100)を担保差入代行先に送信します。担保差入先がオンライン担保差入先である場合には、あわせてオンライン担保差入先に対して「担保差入済通知」(5421-00400)を送信します。担保差入先が担保出力指定店舗でない場合には、担保出力指定店舗にも同通知を送信します。

## ハ. 担保受払入力終了時刻到来による取消

日本銀行は、担保差入代行先が振替社債等の担保差入の入力を行ったにもかかわらず、機構システムにおける担保差入代行先の属する担保差入代行口座管理機関名義の口座の顧客口の残高不足等に伴い、担保差入代行先の属する担保差入代行口座管理機関における担保差入先の属する担保差入金融機関等名義の口座の保有口から、機構システムにおける日本銀行名義の口座の質権口へ当該振替社債等の振替が行われない場合には、午後4時(担保受払入力終了時刻)到来後、当該入力を取消しますのでご留意ください。この場合、日本銀行における当該入力の取消後、「担保差入受付通知[取消]」(5421-00800)を担保差入代行先に送信します。担保差入先がオンライン担保差入先である場合には、オンライン担保差入先にも同通知を送信します。

	(0421 00000)
担保差入受付通知 [取消]	
(注1)	
次の担保差入(振替社債等)は、振替社債等の振替が不能であるため取消しました。	たので通知します。
振替機関における振替不能事由: 振替社債等担保受払入力終了に伴う取消	(注2)
担保目的物区分	
担 保 差 入 先 <u>—— (注3)</u> <u>与信・担保</u>	受付番号 ———
渡方機構加入者コード	
担保管理店	
<u>维</u> 柄 (注4)	<u></u>
金 額 — 円	
<u>償  還  日   ———</u>	

- (注1) 通知日が表示されます。
- (注2) 当該メッセージ以外のメッセージが表示されている場合には、担保管理店に連絡してく ださい。
- (注3) 金融機関等店舗コードまたはBICコードが表示されます。
- (注4)機構が短期社債等の銘柄名称を変更した場合において、変更前の銘柄名称が表示された ときは、変更後の銘柄名称に読み替えてください。
  - (45) 邦貨手形(邦貨手形(電子記録債権)を除きます。)の担保差入

### イ. 担保差入の入力

邦貨手形(邦貨手形(電子記録債権)を除きます。以下(4.5)において同じです。)の担保差入の入力に当っては、差入日を指定します。差入日としては、送信日のほか、その翌営業日を指定することができます。

オンライン担保差入先は、邦貨手形の担保差入を行う場合には、所定の端末操作 手順(業務処理区分コード541104)にもとづいて入力します。ただし、受戻期日以降 の日を差入日として指定することはできません。

日本銀行は、この入力を受付けた場合には、「担保差入受付通知」(5411-00700) をオンライン担保差入先に送信します。 なお、為替手形を差入れる場合には、書面による担保差入の手続きを行ってください。

口. 略(不変)

ハ. 略 (不変)

## (56) 略(不変)

(<u>6.7</u>) 証書貸付債権(シンジケート・ローン債権を除きます。) のうち証書貸付債権(電子記録債権) 以外の担保差入

### イ. 担保差入の入力

証書貸付債権(シンジケート・ローン債権および証書貸付債権(電子記録債権)を除きます。以下(<del>6.7</del>)において同じです。)の担保差入の入力に当っては、差入日を指定します。差入日としては、送信日のほか、その翌営業日を指定することができます。

オンライン担保差入先は、証書貸付債権の担保差入を行う場合には、所定の端末操作手順(業務処理区分コード 541105)にもとづいて入力します。ただし、受戻期日以降の日を差入日として指定することはできません。また、返済方法が分割返済のものについては、一部受戻日から分割返済期日までの間の日を差入日として指定することはできません。

日本銀行は、この入力を受付けた場合には、「担保差入受付通知」(5411-00800)を オンライン担保差入先に送信します。

口. 略(不変)

ハ. 略 (不変)

(<u>78</u>) 証書貸付債権(シンジケート・ローン債権に限ります。) のうち証書貸付債権(電子記録債権) 以外の担保差入

証書貸付債権(電子記録債権)以外のシンジケート・ローン債権(以下(<u>78</u>)において単に「シンジケート・ローン債権」といいます。)の担保差入の入力に当っては、差入日を指定します。差入日としては、送信日のほか、その翌営業日を指定することができます。

オンライン担保差入先は、シンジケート・ローン債権の担保差入を行う場合には、担保等の提出時の「証書貸付債権の担保差入に係る承諾書」の提出の要否に応じ、以下の各号に定めるところにより取扱ってください。

イ. 略(不変)

口. 略(不変)

(89) 略 (不変)

- 第1編Ⅲ. 1. (1)を横線のとおり改める。
  - (1) 担保返戻依頼の入力

オンライン担保差入先は、担保目的物区分が振決国債または振替社債等の担保返戻依頼を行う場合<sup>(注1)</sup>には、所定の端末操作手順(業務処理区分コード 541151、541153) にもとづいて入力します (注2)。

日本銀行は、担保目的物区分が振決国債の場合には、上記入力を受付けた後、振決国債の口座振替を行います。また、担保目的物区分が振替社債等の場合 (注3) には、上記入力を受付けた後、機構に対し、機構システムにおける日本銀行名義の<u>口座の</u>質権口から当該オンライン担保差入先の属する担保差入金融機関等名義の<u>口座の</u>保有口または当該オンライン担保差入先の属する担保差入金融機関等が口座を有する口座管理機関における当該オンライン担保差入先の属する担保差入金融機関等が口座を有する口座で理機関における当該オンライン担保差入先の属する担保差入金融機関等名義の顧客口座の保有口への振替の申請を行います。

(注1) 略 (不変)

(注2) 略 (不変)

(注3)振替社債等については、機構加入者である担保差入金融機関等に属するオンライン担保差入先および機構加入者でない担保差入金融機関等に属するオンライン担保差入先担保差入の申出を自ら行うオンライン担保差入先および担保差入代行先を通じて担保差入の申出を行うオンライン担保差入先ともに、担保返戻依頼を日銀ネットを利用してオンラインにより行うことができます。担保差入の場合とは扱いが異なりますので、その点ご留意ください。

以下略(不変)

- 第1編Ⅲ. 1. (3) 中「振替社債等について期日担保返戻が行われた場合には、日本銀行は、機構に対し、返戻する振替社債等についての機構システムにおける日本銀行名義の質権口から当該担保差入先の属する担保差入金融機関等の保有口または当該担保差入先の属する担保差入金融機関等が口座を有する口座管理機関名義の顧客口への振替申請を行います。」を「振替社債等について期日担保返戻が行われた場合には、日本銀行は、機構に対し、返戻する振替社債等について、機構システムにおける日本銀行名義の口座の質権口から当該担保差入先の属する担保差入金融機関等の保有口または当該担保差入先の属する担保差入金融機関等が口座を有する口座管理機関における当該オンライン担保差入先の属する担保差入金融機関等名義の口座の保有口への振替の申請を行います。」に改める。
- 第1編Ⅲ. 2. (3)を横線のとおり改める。
  - (3) 振替社債等の担保受戻
  - イ. 担保返戻依頼の入力 (注1)

オンライン担保差入先は、振替社債等の担保返戻依頼を行う場合には、所定の端末操作手順(業務処理区分コード541153)にもとづいて入力します<sup>(注2)</sup>。

入力画面における「金額」欄には、機構がその業務規程等で規定する機構システムにおける振替単位と整合的なものを入力してください。

また、振替社債等のうち定時償還債または一部繰上償還債の担保返戻依頼を行う場合には、入力画面における「金額」欄には、受戻日における実質社債残高ではなく、額面金額を入力してください。

ただし、担保差入金融機関等に担保不足が生じるような入力はエラーとなります (エラーメッセージに「担保不足」の旨表示されます。)。また、担保差入金融機関 等の振替社債等にかかる担保残高が不足となるような入力はエラーとなります(エ ラーメッセージに「担保残高不足」の旨表示されます。)。

(注1)機構加入者である担保差入金融機関等に属するオンライン担保差入先および機構加入者でない担保差入金融機関等に属するオンライン担保差入先担保差入の申出を自ら行うオンライン担保差入先および担保差入代行先を通じて担保差入の申出を行うオンライン担保差入先ともに、日銀ネットを利用してオンラインにより行うことができます。担保差入の場合とは扱いが異なりますので、その点ご留意ください。

(注2) この入力に伴いエラーメッセージ(「受方機構加入者コード:指定誤り」) を受信した場合において、機構加入者コードを変更しているにもかかわら ず日本銀行にその届出を行っていないときは、直ちに<u>担保取引店取引主要</u> 店に連絡してください。

#### ロ. 担保残高および担保価額合計額の減額

日本銀行は、イ.の担保返戻依頼の入力を受付けた場合には、担保残高および担保価額合計額の減額を行うとともに、「担保返戻済通知」(5411-01400)をオンライン担保差入先に送信します。<u>オンライン</u>担保差入先が担保出力指定店舗でない場合には、担保出力指定店舗にも「担保返戻済通知」(5411-01500)を送信します。

#### ハ. 機構に対する振替申請

日本銀行は、ロ.の後、機構に対し、返戻する振替社債等についての機構システムにおける日本銀行名義の<u>口座の</u>質権口から当該担保差入先の属する担保差入金融機関等名義の<u>口座の</u>保有口または当該担保差入先の属する担保差入金融機関等が口座を有する口座管理機関<u>における当該オンライン担保差入先の属する担保差</u>入金融機関等名義の<del>顧客</del>口座の保有口への振替申請を行います。

## ○ 第1編IV. 2. (1)を横線のとおり改める。

## (1) 担保残高

担保残高は、担保差入金融機関等が日本銀行に差入れている担保の金額<sup>(注)</sup>の合計額をいいます。

## (注)略(不変)

日本銀行は、担保目的物区分に応じ、担保残高を次のとおり管理します。

担保目的物区分	担保残高の管理単位
振決国債	略(不変)
振替社債等(短期社債等を除く)	<u>銘柄、課税・非課税の別毎</u>
振替社債等 <del>(短期社債等)</del>	銘柄毎

邦貨手形、証書貸付債権、	
外貨建証書貸付債権	   略(不変)
S	
住宅ローン債権信託受益権	

(注)略(不変)

担保残高の更新を行う時期は、担保目的物区分および担保受払等の種類に応じ、次のとおりとなります。

担保目的物区分	担保受払等の種類	担保残高の更新を行う時期
振決国債	略 (不変)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
振替社債等	担保差入	日本銀行が、機構システムにおいて、機構システムにおけるオンライン担保差入先の属する担保差入金融機関等名義の口座の保有口または当該担保差入金融機関等が口座を有する担保差入代行口座管理機関における当該オンライン担保差入先の属する担保差入金融機関等名義の顧客口座の保有口から、機構システムにおける日本銀行名義の口座の質権口に振替社債等が振替えられたことの確認後
	担保受戻	略 (不変)
	期日担保返戻	略(不変)
邦貨手形		
ſ	略 (不変)	
住宅ローン債権 信託受益権		

(注1) 略 (不変)

(注2) 略 (不変)

以下略(不変)

○ 第2編の業務処理区分「担保受払等 担保差入・返戻依頼 担保差入(振決国債)」 (コード541101)の参考を横線のとおり改める。

# 参考

入力元と担保出力指定店舗が異なる場合には、<del>利用先(</del>担保出力指定店舗)に次の帳票が送信されます。

「担保差入済通知」(5411-00200)

以下略(不変)

○ 第2編の業務処理区分「担保受払等 担保差入・返戻依頼 担保返戻依頼 (振決国債)」(コード541151)の参考を横線のとおり改める。

# 参 考

入力元と担保出力指定店舗が異なる場合には、<del>利用先(</del>担保出力指定店舗)に次の帳票が送信されます。

「担保返戻済通知」(5411-01000)

以下略(不変)

○ 第2編の業務処理区分「担保受払等 担保差入・返戻依頼 担保差入(振決国債)(国債決済代行先用)」(コード541102)の出力帳票を横線のとおり改める。

#### 出力帳票

(国債決済代行先に送信する帳票)

略 (不変)

(オンライン担保差入先および<del>オンライン</del>担保差入先<u>がの</u>属する担保差入金融機関等の 担保出力指定店舗に送信する帳票)

### 略 (不変)

○ 第2編の業務処理区分「担保受払等 担保差入・返戻依頼 担保差入(振替社債等)」 (コード541103)の概要を横線のとおり改める。

## 概要

機構加入者である振替社債等の担保差入を自ら行う担保差入金融機関等に属するオンライン担保差入先が、渡方機構加入者コード等を指定して、振替社債等の担保差入を行います。

当該入力により、担保として差入れる振替社債等についての機構システムにおける当該担保差入金融機関等名義の<u>口座の</u>保有口から日本銀行名義の<u>口座の</u>質権口への振替申請を日本銀行が代わって行うことの依頼をします。機構システムによる振替社債等の振替が行われたことを日本銀行が確認した後に、担保残高および担保価額合計額の増額が行われます。なお、口座残高不足等の理由により、振替社債等のオンライン受払の入力締切時刻までに機構システムにおいて振替が行われなかった場合には、当該入力が取消されます。

○ 第2編の業務処理区分「担保受払等 担保差入・返戻依頼 担保差入(振替社債等)」 (コード541103)の次に次の業務処理区分「担保受払等 担保差入・返戻依頼 担保差入(振替社債等)(口座管理機関用)」(コード541106)を加える。

	業務処理	コード	入力方式	
担保受払等	担保差入• 返戻依頼	担保差入(振替社債等) (口座管理機関用)	541106	再鑑

## 概要

担保差入代行先が、担保差入先に代わって当該担保差入先のために、渡方機構加入者コード等を指定して、振替社債等の担保差入を行います。

当該入力により、担保として差入れる振替社債等についての担保差入代行先の属する担保差入代行口座管理機関における当該担保差入先の属する担保差入金融機関等名義の口座の保有口から、機構システムにおける日本銀行名義の口座の質権口への振替の申請にかかる通知を日本銀行が代わって行うことの依頼をします。機構システムによる振替社債等の振替が行われたことを日本銀行が確認した後に、担保差入先の属する担保差入金融機関等の担保残高および担保価額合計額の増額が行われます。なお、口座残高不足等の理由により、振替社債等のオンライン受払の入力締切時刻までに機構システムにおいて振替が行われなかった場合には、当該入力が取消されます。

#### 入力画面

#### (基本領域)

■541106 担保受払等 担保差入(振替社債等)(口座管理機関用)					
担保差入先	① コード検索   BIC ①   コード検索				
渡方機構加入者コード	2				
銘柄	3				
金額	<b>④</b> 円				
□入力データ固定	連続実行キャンセル				

#### 入力手順

① 担保差入先の金融機関等店舗コードまたはBICコードを入力します。

- (例) みずほ銀行本店(0001100) …… [1100]みずほ銀行本店(MHCBJPJT) …… [MHCBJPJT]金融機関等店舗コードおよびBICコードの両方を入力した場合にはエラーとなります。
- ② 担保として差入れる振替社債等の渡方機構加入者コードを入力します。
  - (例) 資産管理サービス信託銀行(顧客口) …… [0032560]
- ③ 担保として差入れる振替社債等の銘柄コードを入力します。
  - (例) 政府保証公営企業債券第783回…… [JP328620AWC4]
- ④ 担保として差入れる振替社債等の振替金額(14 桁以内)を入力します。

機構がその業務規程等で定める機構システムにおける振替単位と整合的なものを入力してください。

(例) 10億円…… [1000000000] 実行 ボタン

# 出力帳票

(担保差入代行先に送信する帳票)

(5411 - 00600)

	担保差入受付通知	
	(注1)	
担保目的物区分		
担保差入先	(注2)	与信・担保受付番号 ———
渡方機構加入者コード		
担保管理店		
銘 柄(注3)		
金額	——— 円	
賞 還 日		

- (注1) 通知日が表示されます。
- (注2) 金融機関等店舗コードまたはBICコードが表示されます。
- (注3)機構が短期社債等の銘柄名称を変更した場合において、変更前の銘柄名称が表示されたとき は、変更後の銘柄名称に読み替えてください。

(5421-02100)

		(0421 02100)
	担保差入済通知	
	(注1)	
担保目的物区分		
担保差入先	(注2)	与信・担保受付番号 ———
渡方機構加入者コード	<del></del>	
担保管理店		
銘 柄(注3)		
金額	———— 円	
賞 還 日		

- (注1) 通知日が表示されます。
- (注2) 金融機関等店舗コードまたはBICコードが表示されます。
- (注3)機構が短期社債等の銘柄名称を変更した場合において、変更前の銘柄名称が表示されたとき は、変更後の銘柄名称に読み替えてください。

(口座振替が行われた場合に、オンライン担保差入先および担保差入先の属する担保出力指定店舗に送信する帳票)

(5421 - 00400)

		(0121 00100)
	担保差入済通知 (注1)	
	(注2)	
担保目的物区分		
担保差入先	(注3)	与信・担保受付番号 ———
渡方機構加入者コード		
担保管理店	<del></del>	
銘 柄 (注4)		
金額	———— 円	
償 還 日		
担保余裕額 ——	——— 円	

- (注1) 担保差入先と担保出力指定店舗が異なる場合は、担保出力指定店舗にも同帳票が送信されます。
- (注2) 通知日が表示されます。
- (注3) 金融機関等店舗コードまたはBICコードが表示されます。
- (注4)機構が短期社債等の銘柄名称を変更した場合において、変更前の銘柄名称が表示されたとき は、変更後の銘柄名称に読み替えてください。

(口座振替が行われなかった場合に、担保差入代行先およびオンライン担保差入先に送信する帳票) (5421-00800)

担保差入受付通知[取消]	
(注1)	
   次の担保差入(振替社債等)は、振替社債等の振替が不能であるため取消しましたので通知します。 	
振替機関における振替不能事由 <sup>(注2)</sup> : —— —————————————————————————————————	
担保目的物区分 — ——————————————————————————————————	
   担 保 差 入 先	
渡方機構加入者コード ———	
   担保管理店	
銘 柄 <sup>(注4)</sup> ————————————————————————————————————	
金 額 — 円	

- (注1) 通知日が表示されます。
- (注2)機構が定めるエラーコードおよびエラー内容が表示されます。
- (注3) 金融機関等店舗コードまたはBICコードが表示されます。
- (注4)機構が短期社債等の銘柄名称を変更した場合において、変更前の銘柄名称が表示されたとき は、変更後の銘柄名称に読み替えてください。

- 第2編の業務処理区分「担保受払等 担保差入・返戻依頼 担保返戻依頼 (振替社債等)」(コード541153)の入力手順の①を横線のとおり改める。
- ① 返戻を依頼する担保の受方機構加入者コードを入力します。

(例) みずほ銀行(保有口)…… [0000100]

担保として差入れられている振替社債等の課税・非課税区分に対応する機構加入者コードに限ります。

- 第2編の業務処理区分「担保受払等 担保差入・返戻依頼 担保差入(邦貨手形)」 (コード541104)の概要中「(5)」を「(6)」に改める。
- 第2編の業務処理区分「担保受払等 担保差入・返戻依頼 担保差入(証書貸付債権)」(コード541105)の概要を横線のとおり改める。

## 概要

オンライン担保差入先が差入日および債務者等を指定して、証書貸付債権の担保差入を行います。指定できる差入日は、送信日または送信日の翌営業日のいずれか一方です。 オンライン担保差入先が指定した差入日に「担保差入受付通知」および第1編Ⅱ.2. 中(<del>6.7</del>)から(<del>8.9</del>)までに定める書類を提出し、担保取引店が担保受入の手続きを行った後に、担保残高および担保価額合計額の増額が行われます。

なお、「担保差入(証書貸付債権)」送信後、譲渡記録証明書、証書貸付債権証書等を 担保取引店に提出するまでに担保差入を取り止める場合には、日本銀行にその旨をご連 絡ください。また、「担保差入(証書貸付債権)」送信後、譲渡記録証明書、証書貸付債 権証書等を担保取引店に提出するまでに差入内容を変更する場合には、その旨を日本銀 行にご連絡の上、改めて変更後の内容で「担保差入(証書貸付債権)」を入力してくださ い。

- 第2編の業務処理区分「担保受払等 照会データファイル取得 担保受払明細」(コード544202)の概要の①を横線のとおり改める。
  - ①担保差入金融機関等<u>または、</u>国債決済代行者<u>または担保差入代行口座管理機関</u>による担保差入または担保受戻

○ 第3編(業務処理区分コード)を横線のとおり改める。

(業務処理区分コード)

	コード			
大区分	中 区 分	小 区 分	- J-P	
与信·担保共通	略(不変)			
		担保差入(振決国債)		
		ſ	略 (不変)	
担保受払等	担保差入·返戻依頼	担保差入(振替社債等)		
		担保差入(振替社債等)(口座管理機関用)	541106	
		担保差入 (邦貨手形)		
		ſ	├ 略 (不変)	
		担保返戻依頼(振替社債等)		
		担保残高等		
適格担保管理	照会データファイ ル取得	ſ	├ 略 (不変)	
与信	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	所要担保価額		

- 参考1.を横線のとおり改める。
- 1. 入力画面およびオンライン通知の一覧

≪入力画面および入力に伴い出力される通知≫

画面名称	業務処理 区分コード	入力元	出力条件	帳票名称	帳票コード	出力先
担保差入 (振決国債)	略(不変)					
ſ						
担保差入 (振替社債等)						
<u>担保差入</u> (振替社債等)	541106	担保差入		担保差入受付通知	5411-00600	<u>担保差入</u> 代行先
(口座管理機関用)	<u>541106</u>	代行先		<u>振替申請</u>	5421-00100	証券保管 振替機構

担保差入 (邦貨手形)	- 略(不変)
	一 呵 (小友)
3	J

(注1) 略(不変)

(注2) 略(不変

# ≪上記以外の通知≫

		≪工品が//∾/巡/		
帳票名称	帳票コード	Ė	出力先	
担保差入済通知 (注1)	略(不変)			
担保差入済通知 (注1)	略(不変)			
		担保差入先が「担保差入(振替社債等)」(業務処理区分コード: 541103)の入力を行った場合において、機構での振替が完了したとき	略(不変)	
担保差入済通知	5421-00400	担保差入先が「担保差入(振替社債等)」(業務処理区分コード:541103)の入力を行った場合、または担保差入先が日本銀行に「担保差入証書(振替社債等)」または「担保差入証書(振替社債等)(顧客口用)」を提出した場合において、機構での振替が完了したとき	略(不変)	
		担保差入代行先が「担保差入(振替社債等)(口座管理機関用)」(業務処理区分コード:541106)の入	画面で指定された担保差入先がオンラ イン担保差入先であるとき 画面で指定された担保差入先が担保出	担保差入先担保出力
		力を行った場合において、機構で の振替が完了したとき	<u> 力指定店舗でないとき</u>	指定店舗
担保差入済通知	5421-02100	担保差入代行先が「担保差入 (振替社債等) (口座管理機関用)」(業務処理 区分コード:541106)の入力を行った場合において、機構での振替が完了 したとき		
		の入力を行った後、機構での振替 消された場合	債等)」(業務処理区分コード:541103) が完了する前に、午後4時が到来し、取	担保差入先
担保差入受付通知 [取消]	5421-00800	担保差入代行先が「担保差入(振替社債等)(口座管理機関用)」(業務処理区分コード:541106)の入	<u>—</u>	<u>担保差入</u> <u>代行先</u>
		力を行った後、機構での振替が完 了する前に、午後4時が到来し、 取消された場合	画面で指定された担保差入先がオンラ イン担保差入先であるとき	担保差入先
整理番号通知	略(不	<b>云</b> 恋)		
担保証書貸付債権等		<i>.</i>		
一部受戻日管理表 (注1)	_			

